

水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱

平成25年5月16日付け25水港第123号
農林水産事務次官依命通知
最終改正 令和2年3月30日付け元水港第1732号

(通則)

第1 水産多面的機能発揮対策交付金（以下「交付金」という。）の交付については、水産多面的機能発揮対策交付金実施要領（平成25年5月16日付け25水港第124号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び交付率等)

第2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県及び実施要領第6に定める地域協議会（以下「地域協議会」という。）が行う別表に掲げる事業を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付する。

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第3 別表の区分の欄に掲げる1及び2の事業に係る経費、2の事業における経費の欄に掲げる（1）及び（2）又は（3）の経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を大臣（沖縄県又は沖縄県に主たる事務所を置く地域協議会（以下「沖縄県等」という。）にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 都道府県知事及び地域協議会の代表者（以下「補助事業者」という。）は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、水産庁長官（沖縄県等にあつては内閣府沖縄総合事務局長）が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 大臣は、第4の第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第8 補助事業者は、対策事業及び運営事業（以下「交付金事業」という。）の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、水産庁長官（沖縄県等にあつては内閣府沖縄総合事務局総務部長。第13第2項において同じ。）に届け出なければならない。

2 補助事業者（都道府県知事を除く。）は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者（都道府県知事を除く。）は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更をしようとするときを除く。

(2) 交付金事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更をしようとするときを除く。

(3) 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第11 補助事業者は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに交付金事業が予

定の期間内に完了しない理由又は交付金事業の遂行が困難となった理由及び交付金事業の遂行状況を記載した書類正副2部を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12 補助事業者は、交付金事業の交付決定に係る年度の9月末日現在において、別記様式第4号の1により交付金事業遂行状況報告書正副2部を作成し、10月末までに大臣に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する時期のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該交付金事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第13 交付金事業に関して、概算払の財務大臣協議が調い、かつ、補助事業者からの請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、交付金事業に関して、概算払の請求をしようとするときは、別記様式第5号の1又は別記様式第5号の2により、正副2部を水産庁長官に提出するものとする。

(実績報告)

第14 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号の1又は別記様式第6号の2のとおりとし、補助事業者は、交付金事業が完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（都道府県に対し、交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書正副2部を大臣に提出しなければならない。

- 2 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第15 大臣は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（都道府県において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

- 第16 大臣は、第9第1項第3号の規定による交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- （1）補助事業者が、法令、本要綱又は法令、本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - （2）補助事業者が、交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合
 - （3）補助事業者が、交付金事業に関して不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - （4）交付の決定後に生じた事情の変化等により、交付金事業の全部又は一部の交付を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定を準用する。

（特許権等）

- 第17 補助事業者は、交付金事業の結果得られた技術開発が特許権、実用新案権又は意匠権（以下「特許権等」という。）の対象となるときは、遅滞なく当該特許権等を取得するための手続をとるとともに、別記様式第8号の特許権等出願届出書正副2部を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく別記様式第8号の特許権等取得届出書正副2部を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の規定により取得した特許権等の利用又は処分については、大臣の指示に従わなければならない。

（財産の管理等）

- 第18 補助事業者は、交付対象経費（交付金事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

- 第19 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認による処分については、第18第2項の規定を準用する。

(交付金の経理)

- 第20 補助事業者は、交付金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付金調書)

- 第21 都道府県は、運営事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

- 第22 補助事業者は、間接補助事業者に交付金を交付するときは、本要綱第4から第20までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則（平成25年5月16日付け25水港第123号）

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年3月20日付け25水港第3243号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月9日付け26水港第3900号）

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の本通知の規定により行うこととされている事業については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日付け27水港第3230号）

- 1 この通知は、平成28年3月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている平成27年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月28日付け28水港第3314号）

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている平成28年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月28日付け29水港第2959号）

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 水産多面的機能発揮対策交付金概算払請求書の様式の制定について（平成25年7月9日付け25水港第1252号水産庁長官通知）は廃止する。

附 則（平成31年3月27日付け30水港第2372号）

この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日付け元水港第1732号）

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている令和元年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

別表（第2、第3及び第10関係）

区 分	経 費	交付率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 水産多面的機能発揮対策事業	地域協議会が対象活動組織に対し多面的機能発揮に資する事業に要する経費	定額・ 1 / 2 以内	事業費の30%を超える増減	活動組織の増減
2 水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業	(1) 地域協議会が行う事業に要する経費 (2) 都道府県が行う事業に要する経費 (3) 市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県が市町村に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額 定額 定額	1 事業費の30%を超える増減 2 経費の内容の欄に掲げる(2)及び(3)の経費の相互間の流用	経費の内容の欄に掲げる(3)の市町村の増減

令和 年度水産多面的機能発揮対策交付金交付申請書

番 号
年 月 日

〔農 林 水 産 大 臣〕
〔内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

[地域協議会]
住 所
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第4の規定に基づき、金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

- (1) 水産多面的機能発揮対策事業計画の内訳（別紙1（事業計画）を添付）
- (2) 水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業実施計画

区 分	内 容	備 考
1 推進・指導事務		
(1) 活動組織説明会開催	(開催時期) (開催回数) (参加人数) 月 回 人	
(2) 活動組織指導計画	(指導時期) (指導組織数) 月 組織	
(3) 推進手引作成	(作成部数) 部	
2 地域活動指針等作成	(作成部数) 部	
3 交付事務 水産多面的機能発揮対策事業の交付金支払計画	(支払件数) 件	
4 その他の推進事務	(活動内容)	

<施行注意>

[]内は、沖縄県に主たる事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。

3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業に 要する経費 (A+B+C+D)	負 担 区 分				備 考
		国庫交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
1 水産多面的機能 発揮対策事業						
2 水産多面的機能 発揮対策協議会等 運営事業						
合 計						

4 事業完了予定年月日

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額 (△)	備 考
1 水産多面的機能 発揮対策事業				
国庫交付金				
その他				
2 水産多面的機能 発揮対策協議会等運 営事業				
国庫交付金				
その他				
合 計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額 (△)	備 考
1 水産多面的機能 発揮対策事業				
国庫交付金				
その他				
2 水産多面的機能 発揮対策協議会等運 営事業				
国庫交付金				
その他				
合 計				

別紙1(事業計画)

令和 年度水産多面的機能発揮対策事業計画の内訳

地域協議会名:

(単位:円)

活動組織名	協定を結ぶ市町村名	内水面の活動組織は、「○」を記載	多面的機能の理解・増進を図る取組の有無(有の場合は、「○」を記載)	特定有人国境離島地域に該当する場合は、「○」を記載	実施要領の運用別表2に定める災害に該当する場合は、活動項目ごとに「○」を記載	支援メニュー	活動項目の番号	活動項目	面積等	国の交付単価又は交付率等	国庫交付金(A)	地方負担額			国と地方の合計額に対する地方負担額の割合 (B+C)/(A+B+C)	国と地方の合計額(A+B+C)	その他(D)	合計(A+B+C+D)
												都道府県費(B)	市町村費(C)	地方負担額計(B+C)				
						1. 環境・生態系保全												
						小計												
						2. 海の安全確保												
						小計												
						組織計												
						1. 環境・生態系保全												
						小計												
						2. 海の安全確保												
						小計												
						組織計												
						1. 環境・生態系保全												
						小計												
						2. 海の安全確保												
						小計												
						組織計												
全 組織		内水面 組織				合計												

令和 年度水産多面的機能発揮対策交付金交付申請書

番 号
年 月 日

〔 農 林 水 産 大 臣 〕
〔 内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

都道府県知事 氏 名 印

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第4の規定に基づき、金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業

(1) 都道府県推進事業実施計画

区 分	内 容	備 考
1 第三者機関設置・運営		
(1) 第三者機関設置	(設立年月日) (構成員数) 年 月 日 人	
(2) 第三者機関開催	(開催時期及び検討内容)	
2 市町村の指導事務	(活動内容)	
3 その他の推進事務	(活動内容)	

(2) 市町村推進事業実施計画 (市町村の内訳は別紙2 (実施計画) を添付)

区 分	内 容	備 考
1 協定締結	(締結時期及び締結件数) 月 件	
2 確認事務	(確認時期及び確認組織数) 月 組織	
3 その他の推進事務	(活動内容)	

<施行注意>

[]内は、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。

3. 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業に 要する経費 (A+B+C+D)	負 担 区 分				備 考
		国庫交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
水産多面的機能発揮対 策協議会等運営事業						
1 都道府県事業						
2 市町村事業						
合 計						

4 事業完了予定年月日

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額 (△)	備 考
水産多面的機能発揮対 策協議会等運営事業				
1 都道府県事業				
国庫交付金				
その他				
2 市町村事業				
国庫交付金				
その他				
合 計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額 (△)	備 考
水産多面的機能発揮対 策協議会等運営事業				
1 都道府県事業				
国庫交付金				
その他				
2 市町村事業				
国庫交付金				
その他				
合 計				

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立ていたします。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

令和 年度水産多面的機能発揮対策交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〔農 林 水 産 大 臣〕
〔内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

[地域協議会]

住 所

団 体 名

代表者の役職及び氏名 印

又は

都道府県知事 氏 名 印

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業の実施について、下記のとおり計画を〇〇^{(注)1}し[金 円の追加交付（減額承認）を受け]^{(注)2}たいので、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第9の規定に基づき、承認されたく申請する。

なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

記

- (注) 1 変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
2 金額の変更のない場合は本文中の [] の部分は除くこと。
3 記の記載事項は、別記様式第1号の記に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と読み替え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書きで上段に記載すること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。

<施行注意>

[]内は、沖縄県に主たる事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。

令和 年度水産多面的機能発揮対策交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〔農 林 水 産 大 臣〕
〔内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

[地域協議会]
住 所
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印
又は
都道府県知事 氏 名 印

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった水産多面的機能発揮対策交付金について、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第12の規定に基づき、下記のとおり事業の遂行状況を報告する。

記

令和 年 月 日現在

区 分	事業に要する経費 A 円	事業の遂行状況 B 円	進 捗 度 B/A %	備 考

- (注) 1 区分欄には、別記様式第1号の記の「3. 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載することとし、複数事項がある場合は、その合計も記載すること。
2 「事業の遂行状況」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

< 施行注意 >

[]内は、沖縄県に主たる事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。

令和 年度水産多面的機能発揮対策交付金の概算払請求書

番 号
年 月 日

〔官署支出官 水産庁長官
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長〕 殿

[地域協議会]

住 所
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

令和 年 月 日付け 水港第 号をもって交付決定通知のあった水産多面的機能発揮対策交付金について、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第13の規定に基づき、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

令和 年 月 日現在

区分	事業に要する経費 (注2)			国庫交付金				事業完了 予定 年月日	備考
	(A)	遂行状況 (予定)金額 (B)	月 日迄 (予定)出来高 (B) / (A)	(C)	既受領額 (D)	今回請求額 (E)	残額 (C) - (D) - (E)		
1 水産多面的機能発揮対策事業	円	円	%	円	円	円	円	令和 年 月 日	
2 水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業								令和 年 月 日	
計									

- (注) 1 国庫交付金を請求する場合は、事業に要する経費の遂行状況（金額）の出来高又は遂行予定（予定金額）の予定出来高を記載すること。
- 2 []内は、沖縄県に主たる事務所を置く地域協議会にあつては内閣府沖縄総合事務局局長及び官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長とする。

令和 年度水産多面的機能発揮対策交付金の概算払請求書

番 号
年 月 日

〔官署支出官 水産庁長官
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長〕 殿

都道府県知事 氏 名 印

令和 年 月 日付け 水港第 号をもって交付決定通知のあった水産多面的機能発揮対策交付金について、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第13の規定に基づき、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

令和 年 月 日現在

区分	事業に要する経費 (注2)			国庫交付金				事業完了 予定 年月日	備考
	(A)	遂行状況 (予定) 金額 (B)	月 暁 (予定) 出来高 (B) / (A)	(C)	既受領額 (D)	今回請求額 (E)	残額 (C) - (D) - (E)		
水産多面的機能発揮対策 協議会等運営事業	円	円	%	円	円	円	円	令和 年 月 日	
1 都道府県事業								令和 年 月 日	
2 市町村事業								令和 年 月 日	
計									

(注) 1 国庫交付金を請求する場合は、事業に要する経費の遂行状況（金額）の出来高又は遂行予定（予定金額）の予定出来高を記載すること。

2 []内は、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長及び官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長とする。

令和 年度水産多面的機能発揮対策交付金実績報告書

番 号
年 月 日

〔農 林 水 産 大 臣〕
〔内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

〔官署支出官 水産庁長官
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

[地域協議会]
住 所
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び令和 年 月 日付け 第 号で変更通知）のあった交付金に係る事業について、下記のとおり実施したので、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第14の規定に基づき、その実績を報告する。
（また、併せて精算額として水産多面的機能発揮対策交付金〇〇円を請求する。）

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び実績

- (1) 水産多面的機能発揮対策事業実績の内訳（別紙1（実績報告）を添付）
- (2) 水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業実施実績

区 分	内 容	備 考
1 推進・指導事務		
(1) 活動組織説明会開催	(開催時期) (開催回数) (参加人数) 月 回 人	
(2) 活動組織指導実績	(指導時期) (指導組織数) 月 組織	
(3) 推進手引作成	(作成部数) 部	
2 地域活動指針等作成	(作成部数) 部	
3 交付事務		
水産多面的機能発揮対策事業の交付金支払実績	(支払件数) 件	
4 その他の推進事務	(活動内容)	

3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業に 要した費 (A+B+C+D)	負 担 区 分				備 考
		国庫交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
1 水産多面的機能 発揮対策事業						
2 水産多面的機能 発揮対策協議会等 運営事業						
合 計						

4 事業完了年月日

5 収支精算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額 (△)	備 考
1 水産多面的機能 発揮対策事業				
国庫交付金				
その他				
2 水産多面的機能 発揮対策協議会等運 営事業				
国庫交付金				
その他				
合 計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額 (△)	備 考
1 水産多面的機能 発揮対策事業				
国庫交付金				
その他				
2 水産多面的機能 発揮対策協議会等運 営事業				
国庫交付金				
その他				
合 計				

- (注) 1 水産多面的機能発揮対策交付金実施要領の運用の第13の地域協議会推進事業実績報告書、各事業費の根拠となる支払経費等ごとの内訳を記載した資料及び帳簿の写しのいずれかを添付すること。
 2 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
 3 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を上下二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

<施行注意>

[]内は、沖縄県に主たる事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。

別紙1(実績報告)

令和 年度水産多面的機能発揮対策事業実績の内訳

地域協議会名:

活動組織名	協定を結ぶ市町村名	内水面の活動組織は、「○」を記載	多面的機能の理解・増進を図る取組の有無(有の場合は、「○」を記載)	特定有人国境離島地域に該当する場合は、「○」を記載	実施要領の運用別表2に定める災害に該当する場合は、活動項目ごとに「○」を記載	支援メニュー	活動項目の番号	活動項目	面積等	国の交付単価又は交付率等	国庫交付金(A)	地方負担額			国と地方の合計額に対する地方負担額の割合 (B+C)/(A+B+C)	国と地方の合計額(A+B+C)	その他(D)	合計(A+B+C+D)
												都道府県費(B)	市町村費(C)	地方負担額計(B+C)				
						1. 環境・生態系保全												
						小計												
						2. 海の安全確保												
						小計												
						組織計												
						1. 環境・生態系保全												
						小計												
						2. 海の安全確保												
						小計												
						組織計												
						1. 環境・生態系保全												
						小計												
						2. 海の安全確保												
						小計												
						組織計												
全 組織		内水面 組織				合計												

(単位:円)

令和 年度水産多面的機能発揮対策交付金実績報告書

番 号
年 月 日

〔農 林 水 産 大 臣
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

〔官署支出官 水産庁長官
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長〕 殿

都道府県知事 氏 名 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び令和 年 月 日付け 第 号で変更通知）のあった交付金に係る事業について、下記のとおり実施したので、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第14の規定に基づき、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として水産多面的機能発揮対策交付金〇〇円を請求する。）

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び実績

水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業

(1) 都道府県推進事業実績

区 分	内 容	備 考
1 第三者機関設置・運営		
(1) 第三者機関設置	(設立年月日) (構成員数) 年 月 日 人	
(2) 第三者機関開催	(開催時期及び検討内容)	
2 市町村の指導事務	(活動内容)	
3 その他の推進事務	(活動内容)	

(2) 市町村推進事業実績（市町村の内訳は別紙2（実績報告）を添付）

区 分	内 容	備 考
1 協定締結	(締結時期及び締結件数) 月 件	
2 確認事務	(確認時期及び確認組織数) 月 組織	
3 その他の推進事務	(活動内容)	

3. 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業に 要した経費 (A+B+C+D)	負 担 区 分				備 考
		国庫交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
水産多面的機能発揮対 策協議会等運営事業						
1 都道府県事業						
2 市町村事業						
合 計						

4 事業完了年月日

5 収支精算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額 (△)	備 考
水産多面的機能発揮対 策協議会等運営事業				
1 都道府県事業				
国庫交付金				
その他				
2 市町村事業				
国庫交付金				
その他				
合 計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額 (△)	備 考
水産多面的機能発揮対 策協議会等運営事業				
1 都道府県事業				
国庫交付金				
その他				
2 市町村事業				
国庫交付金				
その他				
合 計				

- (注) 1 水産多面的機能発揮対策交付金実施要領の運用の第13の都道府県推進事業実績報告書、市町村推進事業実績報告書及び補助金調書を添付すること。
 2 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
 3 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を上下二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

<施行注意>

[]内は、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。

令和 年度水産多面的機能発揮対策交付金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〔農 林 水 産 大 臣〕
〔内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

[地域協議会]

住 所

団 体 名

代表者の役職及び氏名 印

又は

都道府県知事 氏 名 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった水産多面的機能発揮対策交付金について、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第14の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | |
|--|---------|
| 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 〇〇〇〇円 |
| 2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 〇〇〇〇円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 〇〇〇〇円 |
| 4 交付金返還相当額（3－2） | 金 〇〇〇〇円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

特許権等出願（取得）届出書

番 号
年 月 日

〔農 林 水 産 大 臣〕
〔内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

[地域協議会]

住 所

団 体 名

代表者の役職及び氏名 印

又は

都道府県知事 氏 名 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった水産多面的機能発揮対策交付金事業に関して、下記のとおり特許（実用新案又は意匠）を出願（取得）しましたので、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成25年5月16日付け25水港第123号農林水産事務次官依命通知）第17の1（又は第17の2）の規定に基づき届出します。

記

1 特 許

出願番号	出願年月日	発明の名称	特許出願人	発明者

2 実用新案

出願番号	出願年月日	考案の名称	実用の新案登録出願人	考案者

3 意 匠

出願番号	出願年月日	意匠に係る物品	意匠登録出願人	発明者

(注) 1 取得の場合は、交付要綱第17条の2の規定に基づくものとし、標題等を「取得」に置き換えること。

2 実用新案権又は意匠権の場合は、文中の「特許」を「実用新案」又は「意匠」に置き換えること。

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

活動組織名 地区		事業実施年度	令和 年度				事業内容			
財産名	経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	総 事 業 費	負担区分				耐 用 年 数	処 分 制 限 年 月 日	承 認 年 月 日	処 分 の 内 容	
		国 庫 交 付 金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	そ の 他					
	小計									
	小計									
	合計									

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第10号（第21関係）

令和 年度
農林水産省所管

水産多面的機能発揮対策交付金調書

国			地 方 公 共 団 体 名								備考
			歳 入			歳 出					
交付金事業名 ※1	交付決定の額	交付率等	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫 交付金相 当額	支出 済額	うち国庫 交付金相 当額	
	円			円	円		円	円	円	円	
水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業											
都道府県事業											
市町村事業											

記載要領

- 「交付金事業名※1」欄には、交付金事業の名称のほか、当該交付金事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金事業名※1」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。